

別表第2（第6条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	<ul style="list-style-type: none">・主事及び書記の職務・技師、保健師、教諭、保育士及び栄養士（以下「技師等」という。）の職務・主事補、書記補及び技師補の職務
2級	<ul style="list-style-type: none">・高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する主事、書記及び技師等の職務
3級	<ul style="list-style-type: none">・係長、保健師長、出張所長及び園長の職務・主任の職務・職務の複雑、困難及び責任の度が係長又は主任と同程度と認める書記の職務・職務の複雑、困難及び責任の度が主任と同程度と認める技師等の職務
4級	<ul style="list-style-type: none">・課長補佐、会計室長、支所長補佐、事務局次長及び指導主事（以下「課長補佐等」という。）の職務・主査の職務・職務の複雑、困難及び責任の度が主査と同程度と認める書記の職務
5級	<ul style="list-style-type: none">・課長、会計管理者、支所長及び事務局長（以下「課長等」という。）の職務・高度の知識経験に基づき、困難な職務を処理する課長補佐等の職務
6級	<ul style="list-style-type: none">・高度の知識経験に基づき、重要かつ困難な職務を統括する課長等の職務

別表第2（第6条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	(人)	(%)
1級	・主事及び書記の職務 ・技師、保健師、教諭、保育士及び栄養士（以下「技師等」という。）の職務 ・主事補、書記補及び技師補の職務	23	10.8	15	7.0
				4	1.9
				4	1.9
2級	・高度の知識又は経験を必要とする業務に従事する主事、書記及び技師等の職務	18	8.5	18	8.5
3級	・係長、保健師長、出張所長及び園長の職務 ・主任の職務 ・職務の複雑、困難及び責任の度が係長又は主任と同程度と認める書記の職務 ・職務の複雑、困難及び責任の度が主任と同程度と認める技師等の職務	91	42.7	4	1.9
				63	29.6
				0	0.0
				24	11.3
4級	・課長補佐、会計室長、支所長補佐、事務局次長及び指導主事（以下「課長補佐等」という。）の職務 ・主査の職務 ・職務の複雑、困難及び責任の度が主査と同程度と認める書記の職務	65	30.5	18	8.5
				47	22.1
				0	0.0
5級	・課長、会計管理者、支所長及び事務局長（以下「課長等」という。）の職務 ・高度の知識経験に基づき、困難な職務を処理する課長補佐等の職務	10	4.7	8	3.8
				2	0.9
6級	・高度の知識経験に基づき、重要かつ困難な職務を統括する課長等の職務	6	2.8	6	2.8
		213	100		